

福井市農業委員会広報紙「ふくい農業委員会だより」広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市農業委員会が発行する広報紙「ふくい農業委員会だより」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いについて、福井市広告事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広報紙に掲載する広告(以下「広告」という。)の大きさは、1枠が縦59ミリメートル、横90ミリメートルの四角形とし、広報紙1号当たりの枠数は4個を上限とする。ただし、2個又は4個の枠を連結して1個の広告とすることができる。

2 広告は、広報紙の最終ページの下部にカラー刷りで掲載するものとする。

(広告の掲載料)

第3条 広告の掲載料は、当該広告を掲載する広報紙1号1枠につき、10,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(広告掲載の募集方法)

第4条 広告掲載(実施要綱第2条第3号の広告掲載をいう。以下同じ。)の募集は、広報紙又はホームページ等に掲載して行う。

(広告掲載の申請)

第5条 広告掲載をすることを希望する者は、福井市農業委員会広報紙広告掲載申請書(様式第1号)に必要な書類を添え、福井市農

業委員会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

（広告掲載の可否の決定）

第6条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、広告内容の審査を行い、掲載の可否を決定する。

2 会長は、募集の枠数を超える申請があった場合は、次に定める基準により掲載の可否を決定するものとする。

(1) 公益性が高く、市内に事業所等を有するもの

(2) 農業に関係する事業を行うもので、市内に事業所等を有するもの

(3) 市内に事業所等を有するもの

(4) 前3号のいずれにも該当しないもの

3 前項の規定によっても、前条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）のうち掲載を可とするものの枠数が募集の枠数を超えるときは、抽選により広告掲載の可否を決定する。

（広告掲載の決定の通知）

第7条 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、福井市農業委員会広報紙広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（広告の原稿の提出等）

第8条 申請者のうち広告掲載の決定の通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告の原稿を指定された期日までに、指定された形式により提出しなければならない。

2 広告の原稿の作成に要する費用は、広告主が負担しなければならない。

3 会長は、提出された広告の原稿の内容が実施要綱第4条各号の規定に該当すると認めるときは、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲載料の納付)

第9条 広告主は、第3条に規定する広告の掲載料を指定された期日までに納入しなければならない。

2 既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を中止したときは、この限りでない。

(広告掲載の決定の取消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請等によって掲載の決定がなされたとき。

(2) 指定した期日までに広告の原稿の提出がないとき。

(3) 広告主が第8条第3項に規定する修正に応じないとき。

(4) 広告主の破産等により、広告掲載の必要がなくなったとき。

(5) 広告主が広告の掲載料を指定した期日までに納入しないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、広告掲載をすることが適当でない認められるとき。

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合は、取消しの決定を受けた広告主に対して理由を付してその旨を通知するも

のとする。

(広告主の責務)

第 1 1 条 広告主は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、
一切の責任を負うこと。
- (2) 広告掲載に当たり、第三者の権利を侵害する行為その他不正
な行為を行わないこと。
- (3) 広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主に
おいて著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する
場合は、広告主の負担とする。
- (4) 広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任
及び負担において解決すること。
- (5) 広告主は、広告主の責めに帰すべき事由による広告掲載の中
止に伴い、市に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなけ
ればならない。
- (6) 広告主は、第 6 条の規定による決定を受けた広告掲載の権利
を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に
定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

福井市農業委員会会長 あて

(申込者)所在地
個人、法人又は団体名
代表者名

福井市農業委員会広報紙広告掲載申請書

福井市農業委員会広報紙「ふくい農業委員会だより」広告掲載要綱第5条の規定により必要書類を添えて、下記のとおり広告掲載を申請します。

記

掲載希望号	「ふくい農業委員会だより」No. (年 月 日発行)
掲載希望枠	1枠 (縦59ミリメートル×横90ミリメートル) 縦2枠(縦118ミリメートル×横90ミリメートル) 横2枠(縦59ミリメートル×横180ミリメートル) 4枠 (縦118ミリメートル×横180ミリメートル) 広告掲載時の配置については、会長が決定します。
広告の概要	
添付書類	会社の業務内容が分かる書類
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX番号： メールアドレス：

誓約書

福井市広告事業実施要綱及び福井市農業委員会広報紙「ふくい農業委員会だより」広告掲載実施要綱を遵守することを誓約します。

住所
氏名

様式第2号(第7条関係)

福農委第 号
年 月 日

様

福井市農業委員会会長

福井市農業委員会広報紙広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福井市農業委員会広報紙「ふくい農業委員会だより」の広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 決定区分 掲載します
掲載できません
(理由)
- 2 広告掲載号 「ふくい農業委員会だより」No. (年 月 日発行)
- 3 広告の掲載位置
- 4 広告掲載料 円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 5 広告掲載料納付期限 年 月 日
- 6 広告掲載原稿提出期限 年 月 日
- 7 その他注意事項